



# eIDAS2.0 - eIDAS規則の改正案の解説-

@JIPDECセミナー デジタル社会を支えるトラスト基盤の構築

2021年7月13日

濱口 総志

**Cosmos**

PROFESSIONALS OF SAFETY ENGINEERING

# eIDAS2.0?

## ➤ eIDAS規則

- 2014年に批准 → 2016年に適用開始
- その後4年毎のレビューサイクルが定められている

### 第49条 レビュー

委員会は、本規則の適用をレビューし、2020年7月1日までに欧州議会及び理事会に報告すること。委員会は、特に、本規則の範囲、または第6条や第7条の(f)、第34条、43条、44条、45条等を含む特定の規程を変更することは適切であるかを、本規則の適用と技術、市場、法的発展により得た経験を考慮して評価すること。

1項に言及される報告については、必要であれば、立法提案を伴うこと。

更に、委員会は、1項に言及される報告後4年毎に、本規則の目標の達成状況について、欧州議会及び理事会に報告を提出すること。

# eIDAS2.0?

第6条 eIDの相互承認

第7条(f) eID通知加盟国によるオンライン認証の可用性保証

第34条 適格保存サービス

第43条 eデリバリーサービスの法的効力

第44条 適格eデリバリーサービスの要件

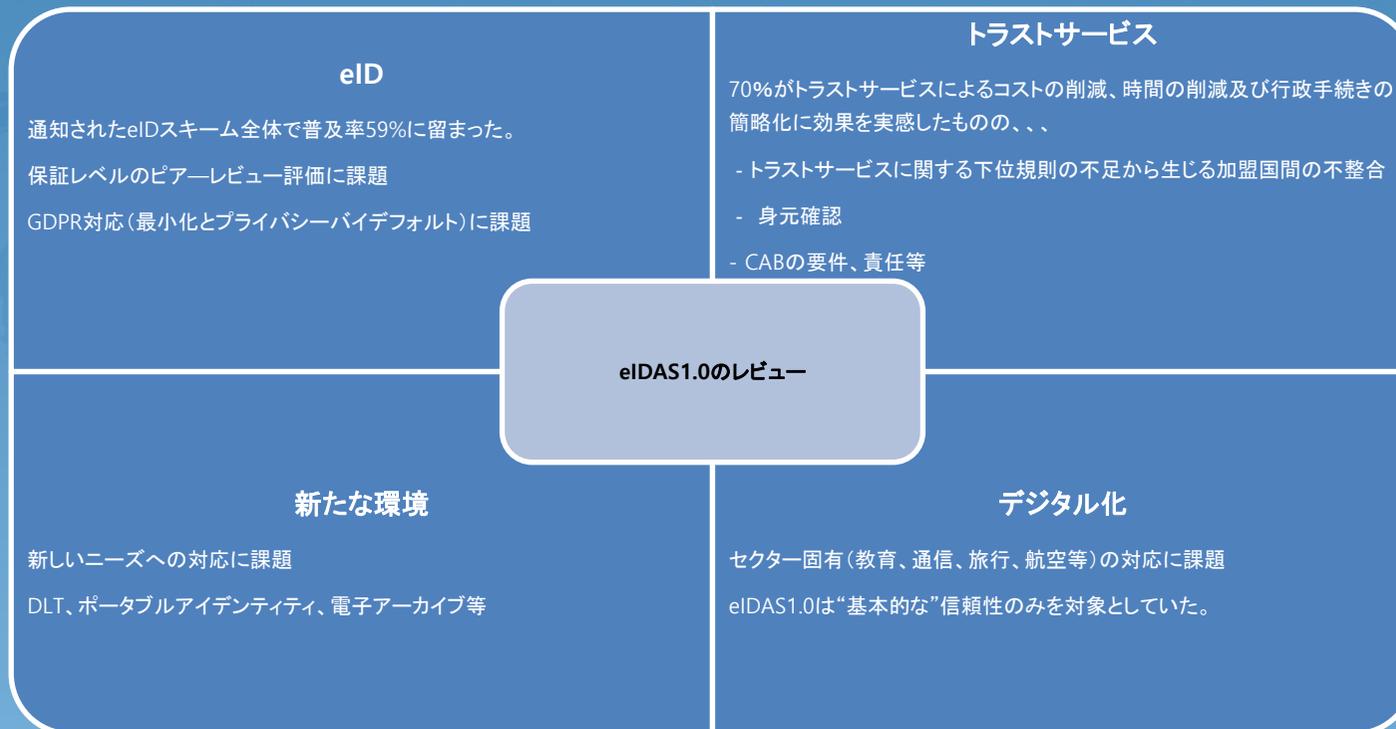
第45条 ウェブサイト認証の適格証明書の要件

# eIDAS2.0 – 経緯

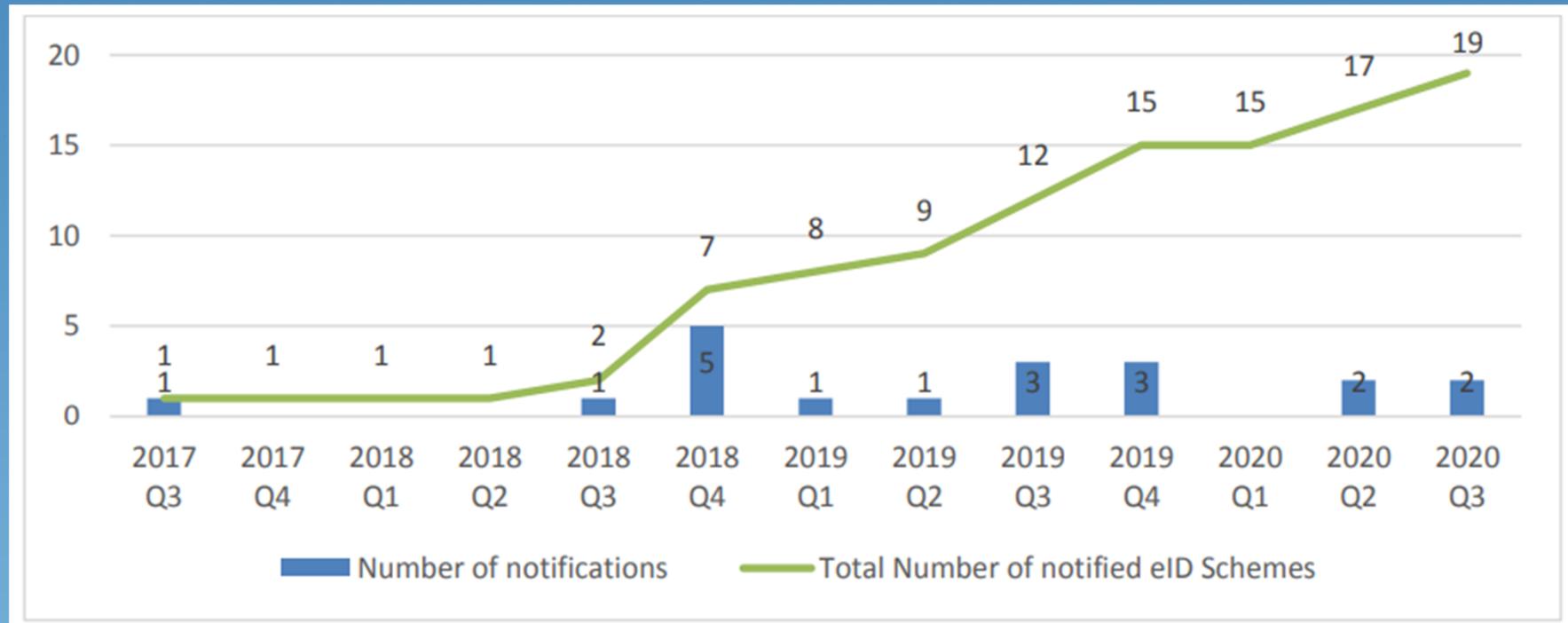
- 2020年2月欧州委員会コミュニケーションでeIDAS規則の改定が発表される
- 2020年7月23日に初期影響評価が公開(Inception impact assessment - Ares (2020)3899583)され、パブコメ開始
  - パブコメ期間 2020年7月23日～9月3日
  - 53件のフィードバック
- 委員会採択:eIDAS2.0が提案される
  - パブコメ期間 2021年6月7日～9月2日
- 今後の見通し

参考: [https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12528-EU-digital-ID-scheme-for-online-transactions-across-Europe\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12528-EU-digital-ID-scheme-for-online-transactions-across-Europe_en)

# eIDAS1.0の評価

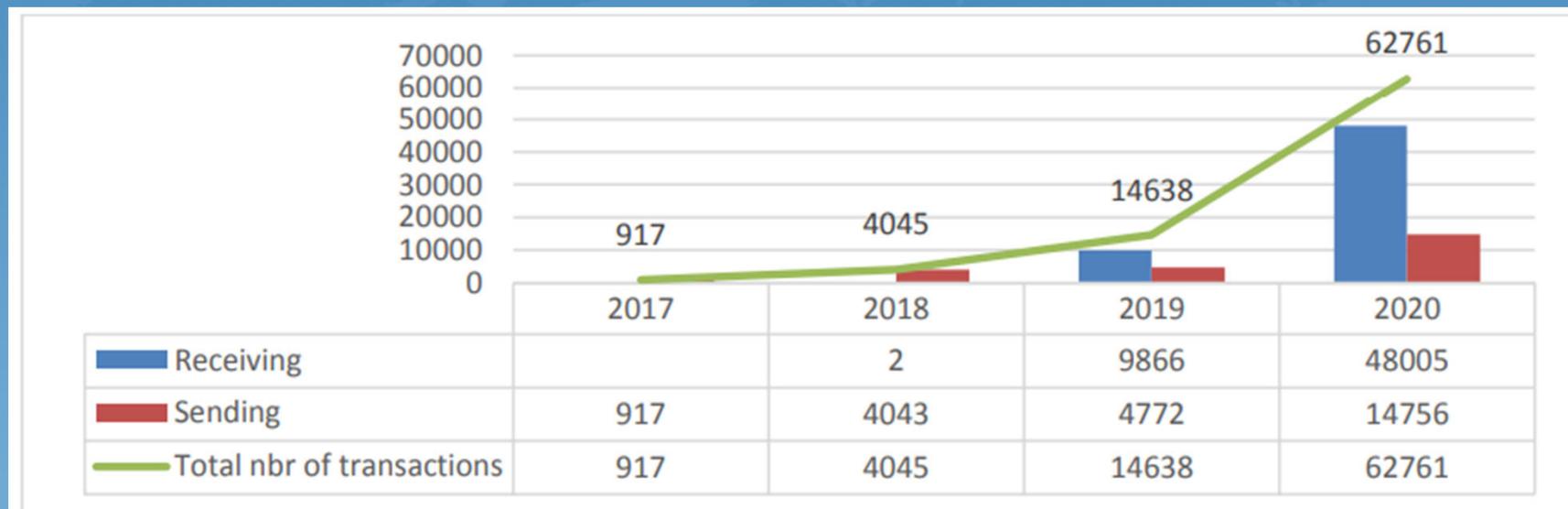


# eIDスキームの推移



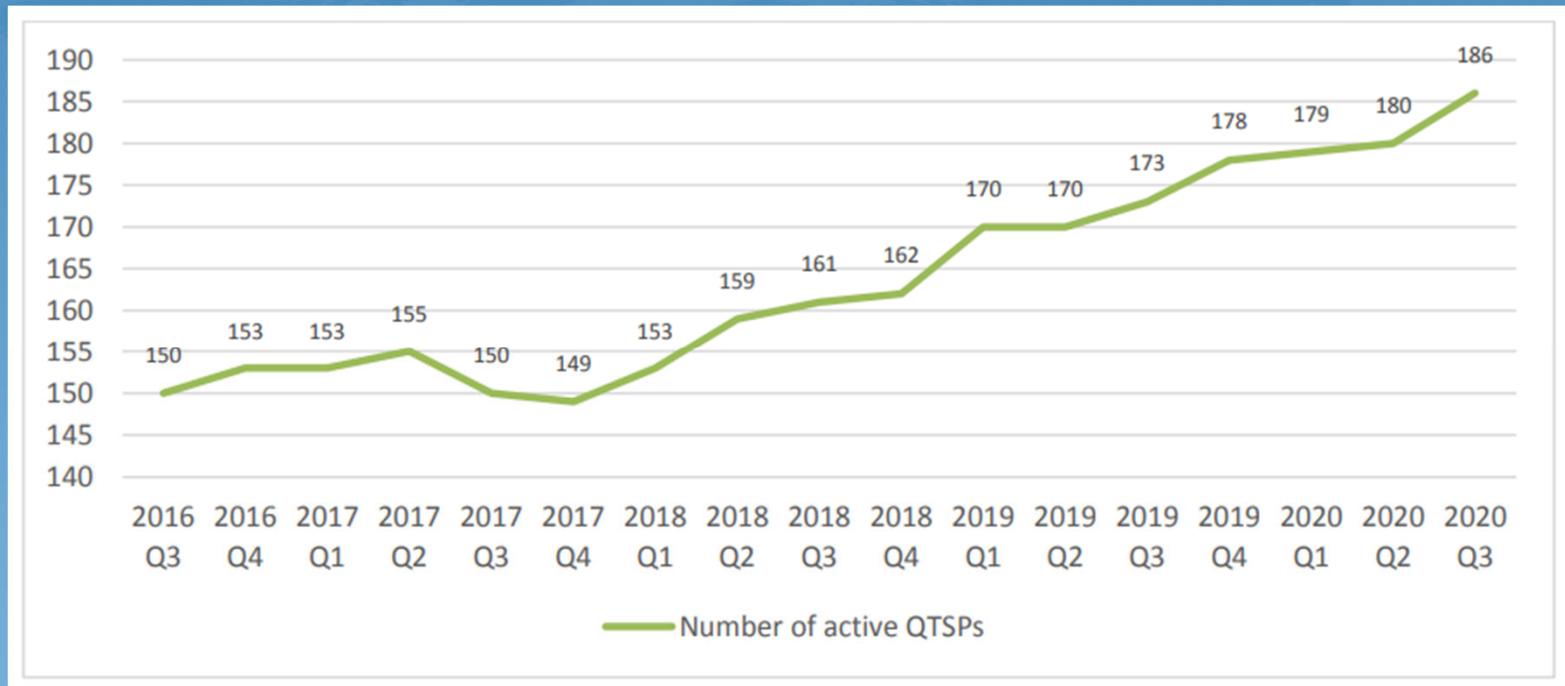
参考: Staff Working Document - SWD(2021)130

# 国境を越えた認証の回数



参考: Staff Working Document - SWD(2021)130

# QTSPの推移



参考: Staff Working Document - SWD(2021)130 8

# 改定案の内容

- EU Digital Identity Wallet

全欧州市民が利用可能なeIDの枠組み整備

- トラストサービスの拡充

電子アーカイブ (e-Archiv), 電子台帳 (e-Ledger), 属性の電子証明 (e-Attestation of Attribute)、リモート署名 (シール) 生成装置の管理 (the management of remote eSig/eSeal creation devices)

- ブラウザ対応

適格ウェブ認証証明書のブラウザによるサポートの要求

- 下位規則の整備

# EU Digital Identity Wallet - Overview

- 希望する全EU市民、在留者、企業が利用可能
  - 各加盟国は、本規則の発効から12か月以内にEU Digital Identity Walletを発行すること (Art.6)
    - >3つのオプション:加盟国による発行 (by member states)/加盟国の委任による発行 (under mandate from a member states)/加盟国による承認 (independently but recognized)
- EUの公的及び民間デジタルサービス利用における本人確認or属性の証明に利用
- 自己主権型 (Self Sovereign Identity)
  - 個人識別データ及び属性の電子証明 (Attestation) を透明性のある、ユーザが追跡可能な方法で、安全に、要求及び取得、保管、選択、組み合わせ、共有する
- 適格電子署名をサポート
- 保証レベル: High

# EUDIW - 共通インタフェース

- 以下の共通インタフェースを備える
  - ウォレットに証明書や属性証明を発行するTSP及びQTSPの為の共通インタフェース
  - RPIによる識別データ及び属性証明を要求と確認
  - ローカルモード
- 以下のユーザインタフェースを備える
  - EU Digital Identity Wallet Trust Markの表示
  - 属性証明のTSPが属性使用に関する情報を追跡できないことの保証

## Art6, 7項

ユーザは、EU Digital Identity Walletを**完全に管理**すること。EU Digital Identity Walletの発行者は、ウォレットサービスの提供に不要なウォレットの使用に関する情報を収集せず、また、ユーザが明示的に要請した場合を除き、EU Digital Identity Walletの使用に関して保存された個人識別データおよびそのほか個人データを、この発行者により提供される他のサービスまたはウォレットサービスの提供に不必要な第三者サービスからの個人データと組み合わせるべきではない。EU Digital Identity Walletの提供に関する個人データは、保有する他のデータとは物理的および論理的に分離して保管すること。第1項(b)および(c)に従い、EU Digital Identity Walletが民間組織により提供される場合、第45F条第4節の規定が準用されること。

# EUDIW - 通知と認証

- RPIはEUDIWの検証について、事前に加盟国に通知が必要
  - 検証目的
  - 法的要件への準拠の保証
- 加盟国はRPの共通認証機能を実装する

詳細(技術、運用に係る仕様)は実施法によって6か月以内に規定すること

- EUDIWの認証(Certification)
  - EU サイバーセキュリティ認証フレームワーク(EU 2019/881)を適用
  - 加盟国の認定を受けた公的/民間機関が認証する  
(従来のPeer Reviewの対象外となる)
- 認証EUDIWの通知とリストの公開
  - 欧州委員会が認証EUDIWリストを公開・管理する

# EUDIW – Usage?

## 1. 公的オンラインサービス

## 2. 強固なユーザ認証を要求する民間サービス

金融、社会保障、通信等の強固なユーザ認証が法或いは契約によって求められているサービス

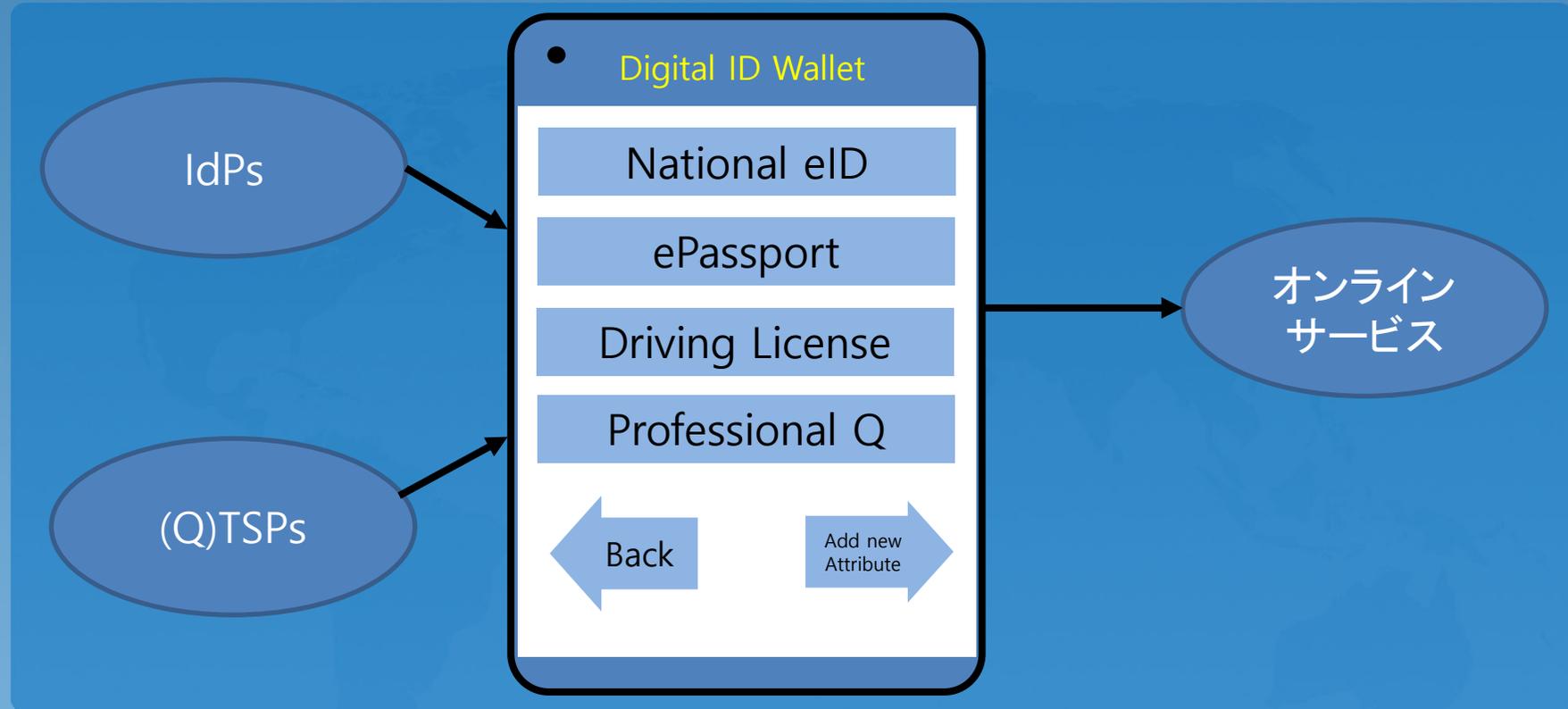
## 3. 大規模オンラインプラットフォーム (Digital Service Act)

DSAで定義される大規模オンラインプラットフォームではユーザからの要請に従ってEUDIWによる認証を受け入れなければならない(Art. 12b)

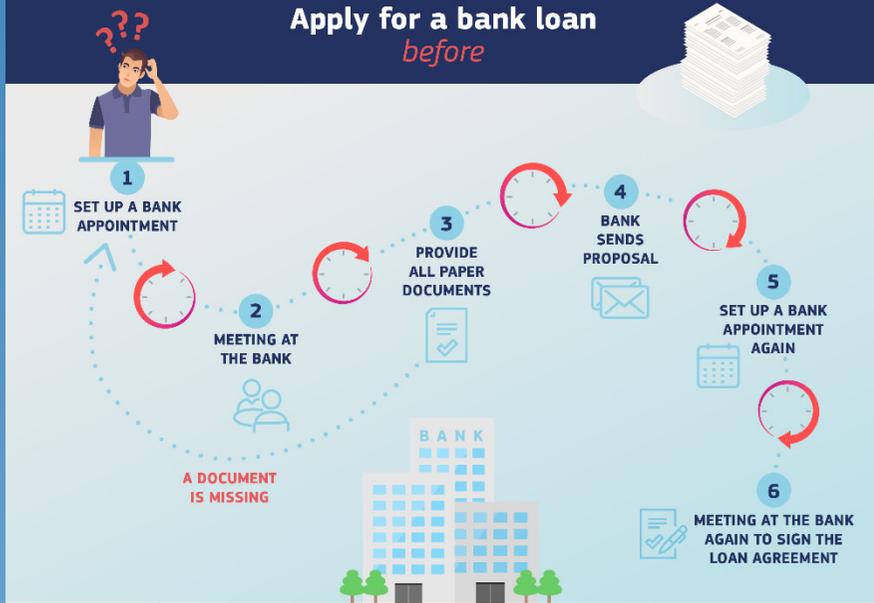
## 4. その他のオンラインサービス

行動規範(Code of Conduct)を策定し、推奨することで、他のオンラインサービスにおいてもEUDIWが受け入れられるように委員会が奨励、推進する。

# EUDIW – Concept (想像です)



## Apply for a bank loan *before*



## Apply for a bank loan *after*



# トラストサービスの拡充

## ➤ 電子アーカイブ

- QTSPのみが適格サービスを提供可能
- 保存期間中、電子データまたは文書の完全性、出所の正確性、法的特徴を保証するために、電子データまたは文書の受領、保存、削除、送信を保証する
- 電子文書の保存 (Archiv) vs 電子署名 (シール) の保存 (Preservation)

## ➤ 電子台帳 (eLedger) (DLT, Blockchain)

- 電子台帳の法的効果の承認 (電子形式だというだけの理由で~否定されない)
- 適格電子台帳は含まれるデータの一意性および真正性の推定を享受するものとする。含まれるデータの一意性と真正性、日付と時刻の正確さ、台帳内での時系列的な順序付けの推定を受ける。

## ➤ 属性の電子証明 (Attestation)

- 属性の電子証明とは、属性の認証を許可する電子形式の証明 (Attestation) を意味する
  - 適格サービスは付属書Vを満たす
  - 法的効力の承認
  - 適格電子属性証明は、紙媒体で発行された証明書と同等の法的効力を有する。
- ➔ AnnexVを見る限り、QCの要件に似ている...

## ➤ リモート(Q)SCD管理 (リモート署名)

- 適格電子署名 (シール) に関してはQTSPがサービス提供すること
- ➔ トラストサービスコンポーネントからトラストサービスへ
- QSCDの認証は5年有効 (\* 2年毎の脆弱性評価が条件)

# 属性の証明

## ➤ 属性のリスト(Minimum)

1. Address;
2. Age;
3. Gender;
4. Civil status;
5. Family composition;
6. Nationality;
7. Educational qualifications, titles and licenses;
8. Professional qualifications, titles and licenses;
9. Public permits and licenses;
10. Financial and company data.

# ブラウザ対応

- Art. 45 ! ! ! !
  - ブラウザはQWACを認識しなければならない(Shall) ! ! !

# 下位規則の整備

- eIDAS vs eIDAS2.0
  - eIDAS規則では法的要件等の明確化に対して、下位規則を定め、技術基準などの参照をしている。しかし、すべての要件に対して下記規則が定められていなかった...
    - ➡ 加盟国間の解釈の違いによる不平等(リモート本人確認、監査制度等)
    - Commission may by means of ~ ➡ Commission shall by means of ~
  - この助動詞の違いで欧州のQTSPsは歓喜に包まれることに...

The End

*Happily ever after...*

# 下位規則の整備

## ➤ The commission shall~

- EUDIWの技術要件
- EUDIW認証基準
- EUDIWの認証を行う機関の基準
- EUDIWの通知フォーマット
- 監督機関のタスクと委員会への報告書
- 監督機関間の協力
- CABの認定と適合性評価報告書
- 監査要件
- 身元と属性の検証に関する基準
- QTSPの基準
- 適格証明書の基準
- リモート署名の基準
- 適格電子署名(シール)検証の基準
- 適格保存(Preservation)サービスの基準
- 先進eシールの基準
- QTSAの基準

- 適格eデリバリサービスの基準
- 属性証明とその確認の基準
- 電子アーカイブの基準
- 第三国のトラストサービスの評価(Art.14)

## The Commission may~

- 電子台帳の基準

# ご清聴ありがとうございました

ご質問等御座いましたら、

コスモス・コーポレイション  
ITセキュリティ課  
濱口 総志

[s.hamaguchi@cosmos-corp.com](mailto:s.hamaguchi@cosmos-corp.com)

までご連絡ください。

**Cosmos**  
PROFESSIONALS OF SAFETY ENGINEERING